

介 護 予 防
訪 問 介 護

【指定介護予防サービス事業者】

サービスの種類	介護予防訪問介護（介護保険法第8条の2第2項）	
指定単位	種類別に事業所ごと	
指定申請書記載事項	申請書等様式参照	
介護保険法	申請者	法人であること
	設備人員基準	別表設備人員基準参照
	運営基準	別表運営基準参照
	経過措置	なし
関連法	老人福祉法上の届出等	老人福祉法第5条の2第1項に規定する老人居宅介護等事業として、同法第14条の規定に基づく届出が必要
法人所轄庁との連携	事業実施に係る登記（変更登記を含む。）がなされているか又はなされることが確実であること	

・ **介護予防訪問介護**

要支援者であって、居宅（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホーム、同法第29条第1項に規定する有料老人ホームその他の厚生労働省令で定める施設における居宅を含む。以下同じ。）において支援を受けるものについて、その者の居宅において、その介護予防（身体上又は精神上の障害があるため入浴、排せつ、食事等の日常生活上における基本的な動作の全部若しくは一部について常時介護を要し、又は日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止をいう。）を目的として、介護福祉士その他政令で定める者により、厚生労働令で定める期間にわたり行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であって、厚生労働省令で定めるもの（介護保険法第8条の2第2項）

- 1 「厚生労働省令で定める施設」（介護保険法施行規則第4条）
養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム
- 2 「政令で定める者」（介護保険法施行令第3条第1項）
訪問介護員の養成研修1～3級課程を修了した者
- 3 「厚生労働省令で定めるもの」（介護保険法施行規則第22条の3）

入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談
及び助言その他の居宅要支援者等に必要な日常生活上の世話

◎介護予防訪問介護事業所の指定基準

介護予防訪問介護事業所の指定を受けるためには、次の「Ⅰ 人員に関する基準」、「Ⅱ 設備に関する基準」及び「Ⅲ 運営に関する基準」をすべて満たす必要があります。

	内 容
Ⅰ 人員に関する基準	<p>1 従業者</p> <p>(1) 訪問介護員等（介護福祉士、訪問介護員養成研修1級、2級若しくは3級課程又はこれに相当するものの研修の修了者）を常勤換算で2.5人以上配置すること</p> <p>(2) 専従・常勤の訪問介護員等（介護福祉士、訪問介護員養成研修1級課程の修了者又は2級課程の修了者で実務経験3年以上のものに限る。）のうち事業の規模に応じて1人以上をサービス提供責任者とする</p> <p>2 管理者</p> <p>(1) 専従・常勤の管理者1人を置くこと（従業員との兼務は可）</p> <p>(2) 併設する事業所・施設等がある場合には、これらに従事する者との兼務は可</p> <p>※具体的には、16-4ページ以降をご覧ください。</p>
Ⅱ 設備に関する基準	<p>1 事業を行うために必要な広さの専用の区画を有すること</p> <p>2 必要な設備及び備品等を備えること *特に、手指を洗浄するための設備等、<u>感染症予防に必要な設備及び備品</u>を備えること</p> <p>※具体的には、16-4ページ以降をご覧ください。</p>
Ⅲ 運営に関する基準	<p>※16-4ページ以降をご覧ください。</p>

指定基準の参考

訪問介護員に必要な資格のうち、これに相当するものの研修の修了者とは、看護師及び准看護師とし、訪問介護員養成研修1級課程修了とみなす。

感染症予防に必要な備品とは、事業所内に手指用速乾性アルコール消毒器や手袋、ペーパータオル、マスク等であり、必要がある場合は訪問介護員が訪問先に携行できるように整備されていなければいけません。

◎介護予防訪問介護事業所に関する指定基準について（法第115条の4）

【凡 例】

「法」＝介護保険法（平成9年法律第123号）

「規則」＝介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）

「平18厚令35」＝指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生省令第35号）

「平11老企25」＝指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について（平成11年老企第25号：老人保健福祉局企画課長通知）

「平12老計8」＝指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて（平成12年老計第8号：老人保健福祉局老人福祉計画課長通知）

I 人員に関する基準

(1) 訪問介護員等の員数（平18厚令35第5条）

- ① 指定介護予防訪問介護の事業を行う者が当該事業を行う事業所ごとに置くべき訪問介護員等の員数は、常勤換算方法で2.5人以上とする。
- ② 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問事業所ごとに、常勤の訪問介護員等であって専ら指定介護予防訪問介護の職務に従事するもののうち事業の規模に応じて1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。
- ③ 指定介護予防訪問介護事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護の事業と指定訪問介護の事業とが同一の事務所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第5条第1項及び第2項に規定する人員に関する基準（指定訪問介護事業の人員に関する基準）を満たすことをもって、上記①及び②に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(2) 管理者（平18厚令第35第6条）

指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該介護予防訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

II 設備に関する基準（平18厚令35第7条）

- (1) 指定介護予防訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定介護予防訪問介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
- (2) 指定介護予防訪問介護事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問介護の事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス基準第7条第1項に規定する基準（指定訪問介護事業所の設備基準）を満たすことをもって、上記（1）に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

III 運営に関する基準

1 内容及び手続の説明及び同意

指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項に関する規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。（平 18 厚令 35 第 8 条）

2 提供拒否の禁止

指定介護予防訪問介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防訪問介護の提供を拒んではならない。（平 18 厚令 35 第 9 条）

3 サービス提供困難時の対応

指定介護予防訪問介護事業者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防訪問介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。（平 18 厚令 35 第 10 条）

4 受給資格等の確認

- (1) 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめなければならない。（平 18 厚令 35 第 11 条第 1 項）
- (2) 指定介護予防訪問介護事業者は、被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防訪問介護を提供するよう努めなければならない。（平 18 厚令 35 第 11 条第 2 項）

5 要支援認定の申請に係る援助

- (1) 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。（平 18 厚令 35 第 12 条第 1 項）
- (2) 指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。（平 18 厚令 35 第 12 条第 2 項）

6 心身の状況等の把握

指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。(平 18 厚令 35 第 13 条)

7 介護予防支援事業者等との連携

- (1) 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。(平 18 厚令 35 第 14 条第 1 項)
- (2) 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。(平 18 厚令 35 第 14 条第 2 項)

8 介護予防サービス費の提供を受けるための援助

指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が規則第 8 3 条の 9 各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。(平 18 厚令 35 第 15 条)

9 介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供

指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防訪問介護を提供しなければならない。(平 18 厚令 35 第 16 条)

10 介護予防サービス計画等の変更の援助

指定介護予防訪問介護事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。(平 18 厚令 35 第 17 条)

11 身分を証する書類の携行

指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。(平 18 厚令 35 第 18 条)

12 サービスの提供の記録

- (1)指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供した際には、当該指定介護予防訪問介護の提供日及び内容、当該指定介護予防訪問介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。(平18厚令35第19条第1項)
- (2)指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。(平18厚令35第19条第2項)

13 利用料等の受領

- (1)指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防訪問介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防訪問介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防訪問介護事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。(平18厚令35第20条第1項)
- (2)指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防訪問介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。(平18厚令35第20条第2項)
- (3)指定介護予防訪問介護事業者は、上記(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問介護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。(平18厚令35第20条第3項)
- (4)指定介護予防訪問介護事業者は、上記(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。(平18厚令35第20条第4項)

14 保険給付の請求のための証明書の交付

指定介護予防訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。(平18厚令35第21条)

15 同居家族に対するサービス提供の禁止

指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する介護予防訪問介護の提供をさせてはならない。(平18省令35第22条)

16 利用者に関する市町村への通知

指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護を受けている利用者が、次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。(平 18 厚令 35 第 23 条)

- ① 正当な理由なしに指定介護予防訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
- ② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

17 緊急時等の対応

(1) 訪問介護員等は、現に指定介護予防訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。(平 18 厚令 35 第 24 条)

18 管理者及びサービス提供責任者の責務

- (1) 指定介護予防訪問介護事業者の管理者は、当該指定介護予防訪問介護事業者の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。(平 18 厚令 35 第 25 条第 1 項)
- (2) 指定介護予防訪問介護事業者の管理者は、当該指定介護予防訪問介護事業者の従業者に、平成 18 年 3 月 14 日厚生省令第 35 号の「第 2 章介護予防訪問介護」の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。(平 18 厚令 35 第 25 条第 2 項)
- (3) サービス提供責任者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。(平 18 厚令 35 第 25 条第 3 項)
 - ① 指定介護予防訪問介護の利用の申込みに係る調整をすること。
 - ② 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。
 - ③ サービス担当者会議への出席等介護予防支援事業者等と連携に関すること。
 - ④ 訪問介護員等(サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。)に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
 - ⑤ 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
 - ⑥ 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。
 - ⑦ 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。
 - ⑧ その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

19 運営規程

指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規定を定めておかななければならない。(平 18 厚令 35 第 26 条)

- ① 事業の目的及び運営の方針

- ② 従業者の職種、員数及び職務の内容
- ③ 営業日及び営業時間
- ④ 指定介護予防訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額
- ⑤ 通常の事業の実施地域
- ⑥ 緊急時等における対応方法
- ⑦ その他運営に関する重要事項

20 介護等の総合的な提供

指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の援助に偏することがあってはならない。(平 18 厚令 35 第 27 条)

21 勤務体制の確保等

- (1) 指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問介護を提供できるよう、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めなければならない。(平 18 厚令 35 第 28 条第 1 項)
- (2) 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問介護事業所の訪問介護員等によって指定介護予防訪問介護を提供しなければならない。(平 18 厚令 35 第 28 条第 2 項)
- (3) 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。(平 18 厚令 35 第 28 条第 3 項)

22 衛生管理等

- (1) 指定介護予防訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。(平 18 厚令 35 第 29 条第 1 項)
- (2) 指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。(平 18 厚令 35 第 29 条第 2 項)

23 掲示

指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所の見やすい場所に、重要事項に関する規定の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。(平 18 厚令 35 第 30 条)

24 秘密保持等

- (1) 指定介護予防訪問介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。(平 18 厚令 35 第 31 条第 1 項)
- (2) 指定介護予防訪問介護事業者は、当該指定介護予防訪問介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすこ

- とがないよう、必要な措置を講じなければならない。(平 18 厚令 35 第 31 条第 2 項)
- (3)指定介護予防訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得なければならない。(平 18 厚令 35 第 31 条第 3 項)

25 広告

指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。(平 18 厚令 35 第 32 条)

26 介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止

指定介護予防訪問介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。(平 18 厚令 35 第 33 条)

27 苦情処理

- (1)指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。(平 18 厚令 35 第 34 条第 1 項)
- (2)指定介護予防訪問介護事業者は、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。(平 18 厚令 35 第 34 条第 2 項)
- (3)指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に関し、法第 23 条(文書の提出等)の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。(平 18 厚令 35 第 34 条第 3 項)
- (4)指定介護予防訪問介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、改善の内容を市町村に報告しなければならない。(平 18 厚令 35 第 34 条第 4 項)
- (5)指定介護予防訪問介護事業者は、提供した指定介護予防訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第 176 条(連合会の業務)第 1 項第 2 号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。(平 18 厚令 35 第 34 条第 5 項)
- (6)指定介護予防訪問介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。(平 18 厚令 35 第 34 条第 6 項)

28 事故発生時の対応

- (1)指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。(平 18 厚令 35 第 35 条第 1 項)
- (2)指定介護予防訪問介護事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録しなければならない。(平 18 厚令 35 第 35 条第 2 項)
- (3)指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。(平 18 厚令 35 第 35 条第 3 項)

29 会計の区分

- (1)指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。(平 18 厚令 35 第 36 条)
- (2)具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」(平 13 年老振発第 18 号：厚生労働省老健局振興課長通知)に沿って適切に行わなければならない。(平 11 老企 25 第 3 の一の 3 の(25))

30 記録の整備

- (1)指定介護予防訪問介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。(平 18 厚令 35 第 37 条第 1 項)
- (2)指定介護予防訪問介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。(平 18 厚令 35 第 37 条第 2 項)
 - ① 介護予防訪問介護計画
 - ② 平 18 厚令 35 第 19 条第 2 項に規定する提供した具体的なサービス内容等の記録
 - ③ 平 18 厚令 35 第 23 条に規定する市町村への通知に係る記録
 - ④ 平 18 厚令 35 第 34 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録
 - ⑤ 平 18 厚令 35 第 35 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

IV 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

1 指定介護予防訪問介護の基本取扱方針

- (1)指定介護予防訪問介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。(平 18 厚令 35 第 38 条第 1 項)
- (2)指定介護予防訪問介護事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。(平 18 厚令 35 第 38 条第 2 項)
- (3)指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たり、利用者がで

きる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。(平 18 厚令 35 第 38 条第 3 項)

(4)指定介護予防訪問介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。(平 18 厚令 35 第 38 条第 4 項)

(5)指定介護予防訪問介護事業者は、指定介護予防訪問介護の提供に当たり、利用者とコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。(平 18 厚令 35 第 38 条第 5 項)

2 前(1)から(5)について、特に留意すべきところは、次のとおりである。

(1)介護予防訪問介護の提供に当たっては、介護予防とは、単に高齢者の運動機能や栄養改善といった特定の機能の改善だけを目指すものではなく、これらの心身機能の改善や環境調整等を通じて、1人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ行なうこと。(平成 11 年老企第 25 号第 4 の 3 の 1 の(1)の①)

(2)介護予防の十分な効果を高める観点からは、利用者の主体的な取組が不可欠であることから、サービスの提供に当たっては、利用者の意欲が高まるようコミュニケーションの取り方をはじめ、様々な工夫をして、適切な働きかけを行なうよう努めること。(平成 11 年老企第 25 号第 4 の 3 の 1 の(1)の②)

(3)サービスの提供に当たって、利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮すること。(平成 11 年老企第 25 号第 4 の 3 の 1 の(1)の③)

(4)提供された介護予防サービスについては、介護予防訪問介護計画に定める目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行なうなど、その改善を図らなければならないものであること。(平成 11 年老企第 25 号第 4 の 3 の 1 の(1)の④)

2 指定介護予防訪問介護の具体的取扱方針

訪問介護員等の行う指定介護予防訪問介護の方針は、平成 18 年 3 月 14 日厚令 35 第 4 条に規定する基本方針及び上記 1 に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

①指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等、利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。(平 18 厚令 35 第 39 条第 1 号)

②サービス提供責任者は、①に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、

サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問介護計画を作成するものとする。

(平 18 厚令 35 第 39 条第 2 号)

③介護予防訪問介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。(平 18 厚令 35 第 39 条第 3 号)

④サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。(平 18 厚令 35 第 39 条第 4 号)

⑤サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画を作成した際には、当該介護予防訪問介護計画を利用者に交付しなければならない。(平 18 厚令 35 第 39 条第 5 号)

⑥指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、介護予防訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。(平 18 厚令 35 第 39 条第 6 号)

⑦指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。(平 18 厚令 35 第 39 条第 7 号)

⑧指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。(平 18 厚令 35 第 39 条第 8 号)

⑨サービス提供責任者は、介護予防訪問介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも 1 月に 1 回は、当該介護予防訪問介護計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防訪問介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも 1 回は、当該介護予防訪問介護計画の実施状況の把握（以下、「モニタリング」という。）を行うものとする。(平 18 厚令 35 第 39 条第 9 号)

⑩サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。(平 18 厚令 35 第 39 条第 10 号)

⑪サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問介護計画の変更を行うものとする。(平 18 厚令 35 第 39 条第 11 号)

⑫①から⑩までの規定は、⑪に規定する介護予防訪問介護計画の変更について準用する。(平 18 厚令 35 第 39 条第 12 号)

⑬介護予防訪問介護計画の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、介護予防訪問介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにし（アセスメント）、これに基づき、支援の方向性や目標を明確にし、担当する訪問介護員等が提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにするものとする。

なお、介護予防訪問介護計画の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えない。(平成 11 年老企第 25 号第 4 の 3 の 1 の(2)の①)

⑭介護予防訪問介護計画の作成後に介護予防サービス計画が作成された場合は、当該介護予防訪問介護計画が介護予防サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じ

て変更するものとする。(平成 11 年老企第 25 号第 4 の 3 の 1 の(2)の②)

⑮介護予防訪問介護計画を作成した際には、遅滞無く利用者に交付しなければならず、当該介護予防訪問介護計画は、2年間保存しなければならないこととしている。(平成 11 年老企第 25 号第 4 の 3 の 1 の(2)の③)

⑯介護予防支援事業者に対する実施状況等の報告については、サービスが介護予防サービス計画に即して適切に提供されているかどうか、また、当該計画策定時から利用者の状態等が大きく異なることとなっていないか等を確認するために行なうものであり、毎月行うこととしている。

また、併せて、事業者は介護予防訪問介護計画に定める計画期間が終了するまでに 1 回はモニタリングを行い、当該モニタリングの結果により、解決すべき課題の変化が認められる場合等については、担当する介護予防支援事業者等とも相談の上、必要に応じて当該介護予防訪問介護計画の変更を行うこととしたものである。(平成 11 年老企第 25 号第 4 の 3 の 1 の(2)の⑤)

3 指定介護予防訪問介護の提供に当たっての留意点

指定介護予防訪問介護の提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行なわなければならない。

①指定介護予防訪問介護事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメントにおいて把握された課題、指定介護予防訪問介護の提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。(平 18 厚令 35 第 40 条第 1 項)

②指定介護予防訪問介護事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行なうことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。(平 18 厚令 35 第 40 条第 2 項)